

あきる野市内で事業を営んでいて
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様へ

申請期間を **令和3年2月12日（金）**
まで延長します！

【対象事業】あきる野市事業者緊急支援給付金

①一般型・創業者型 … 20万円

②融資利用者応援型 … 10万円

※対象となる方については以下をご確認ください。

1. 対象者となる方 本給付金の申請時において、今後も事業を継続する意志を有している方で次に掲げる全ての要件を満たしている事業者の方

事業名	要件
①一般型・創業者型 20万円	<ul style="list-style-type: none">あきる野市内に主たる事務所または事業所を置く中小企業基本法に基づく中小企業者（令和2年5月31日以前に開業した方）新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月～12月のいずれかの月の売上高が、<u>前年同月比で30%以上50%未満減少</u>している方（白色申告等を行っていて、前年の月次事業収入を確認できない場合は、前年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。）<u>国の持続化給付金の給付対象とならない方</u>
②融資利用者応援型 10万円	<p style="text-align: center;">1ヶ月延長します！</p> <ul style="list-style-type: none">令和2年1月から<u>令和3年1月31日</u>の間に、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少してしまった事業者向けの国や東京都等の制度融資利用者 <p>[融資制度]</p> <ul style="list-style-type: none">新型コロナウイルス感染症特別貸付・新型コロナウイルス対応マル経融資・セーフティネット貸付・新型コロナウイルス対策衛経・新型コロナウイルス感染症対応緊急融資・感染症対応融資（全国制度）他 <p>※①一般型・創業型や国の持続化給付金を受けた方も対象となります。</p>

2. 申請方法

あきる野商工会本所または支所への郵送または、窓口で提出ください。

（3密防止のため、なるべく郵送（簡易書留）提出をお願いいたします。）

※申請様式等は、あきる野市 <https://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000011323.html> 又はあきる野商工会 <http://www.akiruno.ne.jp/> のホームページからダウンロードできます。

3. 申請期間 **令和3年2月12日（金）まで**（郵送の場合は当日消印有効）

※申請受付後、書類等に不備がなければ2～4週間程度で給付いたします。

裏面もご覧ください

4. 申請に必要な書類

書類名	①一般型・創業者型	②融資利用者応援型
(1)新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことがわかる関係書類	<ul style="list-style-type: none"> 直近の確定申告書(收受日付印または電子申告の受信通知のあるもの) 決算書(白色申告の方は収支内訳書)及び業種に係る許可や免許を適正に取得していることがわかる書類(写し可) 例：飲食店営業許可証、酒類販売免許等 	<ul style="list-style-type: none"> 融資制度名等が確認できるもの『東京信用保証協会が発行した信用保証決定のお知らせ(写し)』『金銭消費貸借契約書(写し)』『返済明細書(写し)』等 ※融資を受けた金融機関から取得できます。 ※1
(2)売上減少となった月の売上を証する書類	帳簿類の写し等 例：総勘定元帳、売上台帳	不要
(3)売上減少となった月の比較月の売上を証する書類(※(2)の前年同月)	帳簿類の写し等 例：総勘定元帳、売上台帳	不要
(4)登記簿謄本(写し) ※2	※法人のみ	※法人のみ
(5)代表者の本人確認書類 ※2	代表者の運転免許証の写し等	代表者の運転免許証の写し等
(6)口座確認書類	<ul style="list-style-type: none"> 申請書兼請求書に記載した振込先指定口座の『表紙』と『1ページ目と2ページ目』の写し。又は電子通帳の画面を印刷したもの 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書兼請求書に記載した振込先指定口座の『表紙』と『1ページ目と2ページ目』の写し。又は電子通帳の画面を印刷したもの
(7)申請書兼請求書 [別紙1]	<ul style="list-style-type: none"> あきる野市またはあきる野商工会HPからダウンロードしてください 	<ul style="list-style-type: none"> あきる野市またはあきる野商工会HPからダウンロードしてください
(8)誓約書 [別紙2]	<ul style="list-style-type: none"> あきる野市またはあきる野商工会HPからダウンロードしてください 	<ul style="list-style-type: none"> あきる野市またはあきる野商工会HPからダウンロードしてください
(9) (法人) 市民税の納税証明書 (注：必要な方のみ)	登記または住民票が市内ではないが支店等があり、あきる野市に(法人)市民税を納税している方のみ ※交付手数料が無料になりますので、市民課等にお伝えください。	登記または住民票が市内ではないが支店等があり、あきる野市に(法人)市民税を納税している方のみ ※交付手数料が無料になりますので、市民課等にお伝えください。

※ ①については、平成31年1月1日以降に開業した方は法人設立届出書、個人事業の開業届出書の写し等が必要になります。また、①と②の詳細についてはあきる野商工会のHPをご確認ください。

※1 当会の斡旋により『新型コロナウイルス感染症特別貸付』または『新型コロナウイルス対応マル経融資』の借入をされた方については『(1)』を省略することが可能です。

※2 会員事業所については『(4)』及び『(5)』を省略することが可能です。



5. 提出方法・提出先

下記にあきる野商工会へ郵送または窓口へご提出ください。

※3密防止のため、なるべく郵送(簡易書留)提出でお願いいたします。

～宛先～

あきる野商工会 あきる野市事業者緊急支援給付金 担当者 行

〒197-0804 あきる野市秋川1-8 あきる野ルピア3階

あきる野商工会 電話番号 042-559-4511

本事業の詳細については、ホームページをご確認ください。

・あきる野市 <https://www.city.akiruno.tokyo.jp/000011323.html>

・あきる野商工会 <http://www.akiruno.ne.jp/>



あきる野商工会HP

あきる野商工会

あきる野市秋川1-8 あきる野ルピア3階 ☎：042-559-4511